

# 下呂市求人情報発信事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人手不足に苦慮する市内事業者の人材確保を図るため、積極的な求人活動に取り組む事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、下呂市補助金等交付規則（平成16年下呂市規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 市内に事業所を有する法人又は個人であって、今後も継続して事業を営む意思がある者
- (2) 市税等（法人にあつては、代表者本人の市税等を含む。）の滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 宗教活動、政治活動、選挙活動を行う団体、公益を害するおそれのある団体又は当該団体が構成団体となっている団体を運営する者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等を営む者。ただし、一般大衆向けに飲食させる営業は除く。
- (3) 下呂市暴力団排除条例（平成24年下呂市条例第5号）に規定する暴力団又は暴力団員等、かつ、それらの者と関係がある者
- (4) その他市長が補助対象者として不適当と認めたもの

(補助対象事業及び補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内事業所への正規労働者の採用及び配属を目的として行う求人活動にかかる事業で、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象経費としな

- (1) 定期的な求人情報チラシの作成料及び掲載料
- (2) 市外事業所での求人活動に使用する費用
- (3) 他の補助制度により補助金等の交付を受けている費用
- (4) その他市長が不適当と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）で、1補助対象者あたり同一年度15万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、補助対象事業を開始する前に、規則第4条に定める補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 求人情報発信事業計画書(様式第1号)
- (2) 収支予算書
- (3) 補助対象者の事業内容が分かる書類(自社パンフレット等)
- (4) 補助対象事業の内容が分かる書類(求人情報誌見本、説明会開催要項等)
- (5) 補助対象経費の内容が分かる書類(料金表、見積書等)
- (6) 市外に住所又は本社を置く場合は、納税証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了した日の翌日から起算して30日以内又は、当該完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第13条に定める補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 求人情報発信事業実績書(様式第2号)
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費を支払ったことが分かる書類
- (4) 補助対象事業を実施したことが分かる書類(掲載求人情報誌、出展説明会の写真等)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	
	経費区分	内訳
(1) 求人情報誌・就職情報サイト等の求人情報掲載事業	1. 掲載料	求人情報誌等を利用するために要する経費 (同一の求人情報誌等を複数年利用する場合は、利用開始年度に係る分のみを対象とする。)
(2) 合同企業説明会・就職説明会等の就職フェア出展事業	1. 出展料	就職フェアに出展するために要する経費
	2. 展示装飾費	小間を飾り付けるために要する経費
	3. 資料製作費	就職フェア出展時に配布する、会社紹介用のパンフレット等を作成するために要する経費